

静岡県の 建築確認申請等の手数料を 改正します

令和8年4月1日以降に申請する

以下の建築関係手続きの申請手数料を見直しました。

- ・建築基準法に基づく建築確認・検査申請手数料
- ・許認可申請手数料 ・建築物省エネ法に係る申請手数料
- ・長期優良住宅認定申請手数料
- ・低炭素建築物認定手数料



確認申請・検査手数料の改正のポイント

1

申請の面積区分の追加

200㎡超～500㎡以内

2 区分に分割

200㎡超～300㎡以内

300㎡超～500㎡以内

2

特例手数料の設定

建築基準法第6条の4第1項による確認の特例が
受けられるもの、法第7条の5による検査の特例が
受けられるものに対する手数料を新設

※詳細な金額は県ホームページをご確認ください。

※他の特定行政庁又は指定確認検査機関に申請される場合の手数料は、
各特定行政庁又は各指定確認検査機関にお問い合わせください。

建築確認申請等手数料の
改正について
(県公式ホームページ)



お問い合わせ

静岡県 暮らし・環境部建築住宅局建築安全推進課

TEL 054-221-3075 Mail kenkaku@pref.shizuoka.lg.jp